

令和4年度

事業計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

令和4年度 事業計画

第1 事業運営の基本方針

I 労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢

1 陸運業を取り巻く現状と課題

景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。（月例経済報告 令和4年4月21日）

総輸送量は2021年度通期で3.2%増となり、2022年度は1.2%増と伸び鈍化するも2年連続のプラスが見込まれている。（NX総研：経済と貨物輸送の見通し 2022年3月）

こうした中、働き方改革関連法の時間外労働の上限規制が中小企業においても一昨年4月から適用されているとともに、自動車運転業務については、令和6年4月の適用に向け、改善基準告示¹改正の審議が行われていることから、その動向を踏まえた対策を早期に講じることが求められている。

陸運業界は、コロナ・ショックに加え、引き続き慢性的な従業員の高齢化や人材不足、燃油費の高騰をはじめとする長年にわたる費用負担の増大、運賃水準の低迷等の課題のみならず、長時間労働対策、安全・環境・地球温暖化対策や労働力確保対策等、取り組むべき多くの課題が継続している。

2 陸運業における労働災害及び労働者の健康をめぐる現状と課題

(1) 労働災害の状況

- 令和3年の死亡災害は、1月から12月の速報値で88人、過去最少を記録した前年から1人増加し、特に交通事故が6人増加している。
- 死傷災害は、同じく16,474人、前年同月比で966人、6.2%の大幅増加となった。

主な事故の型別の状況をみると、動作の反動・無理な動作2,911人（223人増）、転倒2,781人（221人増）、墜落・転落4,449人（181人増）、その他で442人（329人増）となっている。

一方、高温・低温物との接触は、103人と76人減少している。

- 年千人率も他産業に比べて顕著に高い状況が続いている。
- 陸運業の死傷災害の約半数が荷主等の構内等で発生している状況は改善されておらず、引き続き、荷主等への連携及び支援を通じて、陸運業における荷役関係災害の減少を図ることが重要である。

(2) 健康の状況

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は全産業に比べて高く、平成21年度以降は高止まりの状況にある。

¹ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(厚生労働省)

また、脳・心臓疾患による労災認定件数は、令和2年度の認定件数が55件と前年度の61件から減少したものの、業種別で最も多い状況が継続している。また請求件数は118件と前年度から減少した。

一方、精神障害等の労災認定件数は32件と前年度から3件増加、請求件数も101件と、10件増加した。こうした状況から過労死等の予防及びメンタルヘルス対策が一段と重要な課題となっている。

今後も関係機関と連携、協力しながら必要な対策を進めていくことが必要である。

(3) 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）

「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」（2018年度～2022年度）の目標は、国の第13次労働災害防止計画目標（死亡者数15%以上減少、死傷者数5%以上減少、死傷年千人率を5%以上減少、腰痛年千人率5%以上減少）に加え、次のとおりとしている。

① 死亡者数：2013年～2017年の5か年間の総数を2018年から2022年の5か年中に15%以上減少（600人 ⇒ 510人以下）

② 健康診断の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底

本計画の4年度目である令和3年度は、死亡者数87人以下、死傷者数14,893人以下を目標とし、労働災害防止に取り組んだ。前述のとおり、死亡者数は、速報値で88人となった。死傷者数は、令和2年に引き続き、2年続けて増加し、令和3年度目標を達成できなかった。

こうした状況を踏まえ、計画最終年度の令和4年度は、本計画の目標達成に向けて一層の努力をしなければならない。

3 陸災防を取り巻く現状と課題

上記のとおり、陸運業における労働災害は近年増加傾向が継続していることから、陸災防が果たさなければならない役割はより重要になっている。加えて、昨年9月には厚生労働副大臣から「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組に関する要請」を受けたところであり、従来に増した取組が求められている。特に荷役関係災害の防止活動を積極的に進めるとともに、荷役作業における安全対策のあり方等についても検討を進める必要がある。

今後とも陸災防が労働災害防止活動の先頭に立ち、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、安全講習会の開催や個別指導をはじめとする諸活動を積極的に展開するとともに、その活動の効果等のメリットを会員が享受できるよう、会員サービスの充実を図り、組織の基盤を強化していくことが重要である。

II 令和4年度事業運営の基本

1 基本方針

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)」の目標達成のため、最終年度の令和4年度目標を、**死亡者数は過去最少の87人以下、死傷者数は13,971人以下と定めることとする。**

目標達成に向けた事業運営に当たっては、前記Iの情勢と課題を念頭に置きつつ、①労働災害の多くを占めている荷役労働災害の防止を最重点課題として、荷役ガイドライン²の周知徹底や荷主等における荷役災害防止活動推進への支援に取り組むとともに、②死亡災害の半数を占める交通労働災害防止に向け、交通ガイドライン³の周知徹底等を推進することとし、③長時間労働による過労死等の予防、メンタルヘルス対策等の健康確保対策を推進することを重点課題として、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組む。

各企業・事業場においては、陸運災防規程⁴を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。このため、引き続き、レベルアップ支援事業等の周知・普及に取り組むとともに、RIKMS⁵と運輸安全マネジメントの一体化による効果的な運用を支援し、リスクアセスメント、危険予知(KYT)等の取組への指導に努める。

事業を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を的確に踏まえ、必要な対策を講じるとともに、オンラインの活用による指導・援助、環境の整備等、効率的、効果的な事業運営に努めるものとする。

2 労働災害防止のための主要対策

(1) 荷役運搬作業の災害防止

ア 荷役ガイドラインの周知等を図るとともに、荷主等における荷役災害防止活動推進への支援事業を推進する。

イ 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を実施する。

ウ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。

エ フォークリフト荷役技能検定制度については、引き続き制度の周知を図るとともに、1級、2級検定試験を計画的に実施する。2級検定試験の出張試験の普及促進を図る。

オ 「フォークリフト安全の日」(安全週間中の7月4日、主催：日本産業車両協会)への協賛及びその活動への積極的対応を行う。

カ 「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)、「フォークリフト作業開始前点検の進め方」(DVD)及び「はい作業の安全」(DVD)の活用等によるフォークリフト等による安全な荷役作業を推進する。

² 陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン(厚生労働省)

³ 交通労働災害防止のためのガイドライン(厚生労働省)

⁴ 陸上貨物運送事業労働災害防止規程

⁵ 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン

キ 荷役運搬作業の「リスクアセスメントイラストシート」、リスクアセスメントに関するリーフレット等を活用した研修の実施等によるリスクアセスメントの普及を進める。

ク フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、作業指揮者安全衛生教育等を実施する。

(2) 交通労働災害の防止

ア 交通ガイドラインの周知徹底を図る。

イ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。

ウ 改善基準告示の周知及び改正の動向についての情報収集を図る。

(3) 健康確保対策の推進

ア 政府の働き方改革に関する情報収集及び提供を行う。

イ 全日本トラック協会が策定した「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防を図る。

ウ 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施を推進する。

エ ストレスチェックの実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施等メンタルヘルス対策の推進及びストレスチェック割引制度による支援を行う。

オ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）の周知を図る。

カ 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」（パンフレット等）を活用したメンタルヘルス対策を推進する。

キ 腰痛予防対策指針⁶の周知を図る。

(4) 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

ア 陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の最終年度として、目標達成への取組について、本部・支部一体となって、陸運災防指導員等を活用した周知広報の実施

イ 陸運災防規程の周知と遵守の徹底

ウ レベルアップ支援事業の実施

エ 個別サポート事業の実施

オ R I K M S と運輸安全マネジメントの一体的運用による効果的な安全マネジメントの推進

カ 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員の積極的活用による会員事業場への支援の実施

(5) 安全衛生教育

ア 技能講習、特別教育等を適正に実施する。

イ 荷役ガイドラインに基づく安全衛生教育（荷役災害防止担当者、荷役作業従事者）を実施する。

ウ 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を実施する。

⁶ 職場における腰痛予防対策指針(厚生労働省)

- エ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。
- オ 安全管理者選任時研修、陸災防インストラクター養成講座については、集合形式（年2回）に加え、Web方式（年2回）の講座及びリスクアセスメント研修等を実施する。
- カ 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進及び登録事例の追加を行う。
- キ 安全衛生教育に必要なテキスト、図書、DVD等を作成・頒布する。
- ク 安全衛生教育支援事業を活用した教育を推進する。
- ケ 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員等を活用した安全衛生セミナー等の集団指導を実施する。

(6) 安全衛生意識の高揚

- ア 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動期間を含む7月から12月を第13次労働災害防止計画目標達成強化期間と設定し、継続的取組を図る。
- イ 第37回全国フォークリフト運転競技大会を開催(10月1日・2日 愛知県みよし市)する。
- ウ 第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 広島を開催(11月10日 広島市)する。
- エ フォークリフト荷役技能検定試験を実施する。
- オ ホームページ、広報紙「陸運と安全衛生」等の内容充実、「陸運と安全衛生 YearBook2022」の作成と全会員事業場への配布を行う。
- カ 「STOP熱中症!クールワークキャンペーン」(5月1日~9月30日:4月準備期間、7月重点取組月間)を推進する。
- キ 「STOP!転倒災害防止プロジェクト」を推進する。
- ク 安全衛生標語の募集(1月~4月募集)と優秀作品をポスター等に活用する。
- ケ 安全衛生表彰、小企業無災害記録表彰及び小企業無災害記録証交付制度の積極的運用を図る。

(7) 調査研究等の推進

- ア 業務実績評価委員会を開催する。
- イ 陸運業における労働災害発生状況の分析結果を踏まえた効果的な労働災害防止対策手法等を検討する「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」を開催する(6月末取りまとめ予定)。
- ウ 実態調査検討専門委員会を開催する。
- エ (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力を進める。

3 協会組織の充実と関係機関との連携強化

(1) 協会組織の充実強化等

- ア 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく適正な業務執行を図る。

イ 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討し、支部体制の現状に対応した本部支援及び連携の強化を図る。

ウ 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等を図る。

(2) 関係機関等との連携強化

ア 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携を図る。

特に、都道府県労働局による各支部への指導、援助の強化を要請する。

イ 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との協力関係を強化する。

ウ 中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体及び（独）労働者健康安全機構との連携を図る。

4 経営トップのあり方等

厚生労働省が実施した調査（平成15年度「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検」）によれば、災害発生率の低い事業場では、事業場のトップが自ら積極的に安全管理活動を実施するほか、当該事業場の労使が協力して安全問題を調査審議する安全委員会の活動も活発であるということが示されている。

すなわち、労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要であり、このような経営トップのあり方については、労働安全衛生マネジメントシステム、運輸安全マネジメント、リスクアセスメント、交通労働災害防止のためのガイドライン、荷役ガイドライン等においても述べられているところである。

経営トップがその活動を通じて組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て、安全な社会を実現するための基本理念である「安全文化」の創造に寄与するとともに、公共交通機関としての社会的責務を果たすことが求められている。

以上を踏まえて、本部・支部（分会）が一体として取り組む主要対策は、「第2 労働災害防止のための主要対策」のとおりである（**ゴシック体の対策は、特に重点を置いて取り組むべき事項**）。

第2 労働災害防止のための主要対策

I 荷役運搬作業の安全の確保
対 策 の 概 要
荷役ガイドラインの周知等により、荷役運搬作業における墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害及び荷役運搬機械による災害等「荷役作業5大災害」の防止の徹底を図る。
本 部 実 施 事 項
1 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援（補助事業：継続・変更） (1) 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」の実施を支援する。 (2) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会を活用した連携強化を図る。特に、厚生労働本省を通じ、都道府県労働局と都道府県支部との円滑な連携を確保する。 (3) 荷役労働災害防止対策コンサルティング（荷台等からの墜落転落、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等の災害発生事業場への再発防止対策支援）の実施を支援する。
2 荷役運搬作業中の墜落・転落等災害防止についての指導援助 (1) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」の実施を支援する。 (2) 荷役ガイドラインの周知を図るとともに、支部が行う荷役災害防止担当者、荷役作業従事者に対する安全衛生教育を支援する。 (3) リスクアセスメント等の導入促進 荷役運搬作業のリスクアセスメント等の普及促進を図るため、資料、情報の提供を行うとともに、導入個別企業における取組に対して安全管理士、安全衛生管理員等による支援を進める。 (4) 荷役災害防止に関するDVD等視聴覚教材の作成及び研修会等での活用を図る。
3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底 (1) フォークリフト荷役技能検定制度の推進 ア フォークリフト荷役技能1級検定試験及び2級検定試験を8月24日、10月19日、1月（予定）に実施するとともに、出張試験の普及促進を図る。 イ 検定試験の周知を図るとともに、現場ニーズに合った試験制度に対応するための検討を継続的に行う。 ウ 「フォークリフト安全の日」（7月4日、主催：日本産業車両協会）への協賛及びその活動への積極的対応

支 部 実 施 事 項

1 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援（補助事業：継続・変更）

- (1) 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を実施する。
- (2) 行政機関の協力を得ながら、荷主等との協議会を活用した連携強化を図る。
- (3) 荷役労働災害防止対策コンサルティング（荷台等からの墜落転落、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等の災害発生事業場への再発防止対策支援）を実施する。

2 荷役運搬作業中の墜落・転落災害防止についての指導援助

- (1) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。
- (2) 会員事業場に対し、荷役ガイドラインに基づく安全衛生教育（荷役災害防止担当者教育、荷役作業従事者教育）を実施する。
- (3) リスクアセスメント等の取組
荷役運搬作業における危険予知訓練（KYT）及びリスクアセスメントの取組の促進を図る。なお、リスクアセスメントについては、具体的な導入方法を示すことに配慮する。
- (4) 安全衛生教育の推進
荷役作業関係の作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育（講習会）を積極的かつ計画的に実施する。また、「はい作業の安全作業」（DVD）の活用及び販売促進を図る。

3 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

- (1) フォークリフト荷役技能検定試験への対応
フォークリフト荷役技能検定試験の周知を図るとともに、2級検定試験を実施する支部においては、実施時期の変更に対応した円滑な実施を図る。その他の支部については、実施に向けた体制の整備等を行うとともに、近隣試験地での受検勧奨に努める。
- (2) フォークリフト運転業務従事者教育の推進
フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育の積極的かつ計画的な実施を図る（「視聴覚教材（DVD：点検編・運転編）」の活用及び販売促進）。
- (3) 有資格者の確保等
フォークリフト等荷役運搬機械運転業務における有資格者の確保と適正配置のための指導等を行う。

II 交通労働災害の防止

対 策 の 概 要

交通ガイドラインの周知徹底を中心として、一層の交通労働災害防止を図る。

本 部 実 施 事 項

1 交通ガイドラインに基づく取組の推進

(1) 交通ガイドラインの周知徹底

交通ガイドラインについて、解説書(平成 24 年 3 月発刊図書)を活用して周知徹底に努める

(2) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」の実施を支援する。(再掲)

(3) 交通労働災害防止担当管理者教育の実施について指導援助を行う。

(4) 交通KYTの一層の普及促進を図る。

(5) 交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシートの効果的な活用を図る。

2 改善基準告示の周知徹底

(1) 改善基準告示の周知徹底

改善基準告示の一層の周知徹底に努めるとともに、過労運転による交通労働災害を防止するための取組について指導援助を行う。

また、荷役災害防止担当者教育による改善基準告示の荷主等への周知を進める。

(2) デジタルタコグラフ、動態管理等の活用

デジタルタコグラフ、通信機器等による動態管理等を活用し安全運転管理、安全走行管理を推進するため、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」(パンフレット等)の周知・活用を図る。

3 交通労働災害防止のための取組

(1) 第 13 次労働災害防止計画目標達成強化期間中(夏期(7 月)、年末・年始(12、1 月)労働災害防止強調運動を含む。)の支部の取組に対し、安全管理士等の支援を行う。

(2) 全国交通安全運動に参加するとともに、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を図る。

支 部 実 施 事 項

1 交通ガイドラインに基づく取組の推進

(1) 交通ガイドラインの周知徹底

交通ガイドラインについて、解説書(平成24年3月発刊図書)を活用して周知徹底に努める。

(2) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。(再掲)

(3) 労働災害防止担当管理者教育を積極的に実施する。

(4) 交通KYTの取組促進

「職場で進める交通労働災害防止(ヒヤリ・ハットからKYTまで)」等のテキスト及びビデオを活用し、交通KYTの取組の促進を図る。

2 改善基準告示の周知徹底

(1) 各種会議、講習会等の機会を利用し改善基準告示の遵守について一層の周知徹底に努める。

(2) 上記1(3)の教育において過労運転等による交通労働災害の防止を図る。

(3) 荷役災害防止担当者教育の実施等により改善基準告示の荷主等への周知を図る。

(4) 「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(I Tを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット等)の周知を図る。

3 交通労働災害防止のための取組

(1) 第13次労働災害防止計画目標達成強化期間中(夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を含む。)に個別指導、集団指導、安全パトロール等を実施する。

(2) 夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動における重点取組事項

ア 「死亡災害要因分析シート」の活用促進

イ 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の活用促進

ウ 「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」の活用促進

Ⅲ 健康確保対策の推進

対 策 の 概 要

定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底、過重労働対策及び腰痛予防対策の推進、メンタルヘルス対策に関する情報提供等により、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図る。

本 部 実 施 事 項

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供
- (2) 全日本トラック協会が策定する「過労死等防止計画」の具体的行動計画の基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防を図る。
- (3) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導実施の周知を図る。
- (4) 都道府県産業保健支援センター及び地域産業保健センター等の活用促進のため、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携を図る。
- (5) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」(パンフレット)等を活用して情報の提供に努める。

2 メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。

3 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

4 職業性疾病の予防等

- (1) 腰痛予防対策指針の周知を図る。
- (2) 第13次労働災害防止計画の目標達成のため、事業場における作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育及び生活指導を含めた総合的腰痛予防対策の効果的進め方についての情報収集及びその周知に努める。
- (3) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組期間)を実施する。

支 部 実 施 事 項

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 政府の働き方改革に関する情報の会員への提供
- (2) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施について周知を図る。
- (3) 都道府県産業保健支援センター及び地域産業保健センター等との連携を図る。
- (4) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」（パンフレット）等を活用して情報の提供に努める。

2 メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。

3 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

4 職業性疾病の予防等

- (1) 腰痛予防対策指針の周知を図る。
- (2) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組期間）を実施する。

IV 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

対 策 の 概 要

第13次労働災害防止計画に基づく、陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の推進等により実効ある安全衛生管理体制の確立による安全衛生水準向上を支援する。

本 部 実 施 事 項

1 労働災害防止計画の推進

陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の最終年度として、目標達成に向けた取組の周知広報の実施及び主要対策を推進する。

【計画の目標】

第13次労働災害防止計画目標（死亡者数15%以上減少、死傷者数5%以上減少、死傷年千人率を5%以上減少、腰痛年千人率5%以上減少）に加え、次のとおりとする。

- ・死亡者数：2013年～2017年の5ヵ年間の総数を2018年から2022年の5ヵ年間に15%以上減少させる（600人 ⇒ 510人以下）
- ・健康診断の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底

【2022年(令和4年)の目標】

- ・死亡者数 87人以下
- ・死傷者数 13,971人以下

2 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る「レベルアップ支援事業」を、安全管理士、安全衛生管理員等の支援で推進する。

(2) 個別サポート事業の推進

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場の要請に基づき、安全管理士、安全衛生管理員等が現場診断、助言及び安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。

(3) 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施

荷台等からの墜落転落、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等の災害発生事業場への再発防止対策支援として、個別コンサルティング（現場診断を含む。）を実施する。

(4) R I K M Sの取組促進

R I K M Sと運輸安全マネジメントとの一体化による効果的な運用のため各支部が実施する「陸運事業者のための安全マネジメント研修」（各都道府県トラック協会と共催）を支援する。

3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を図る。

4 安全衛生管理体制の確立

各種講習会、安全衛生自主点検等を通じ、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

支 部 実 施 事 項

1 労働災害防止計画の推進

陸上貨物運送事業労働災害防止（2018年度～2022年度）の最終年度として、目標達成に向けた取組を重点的に推進する。

2 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

レベルアップ支援事業説明会の開催等による参加勧奨、積極的な選定、安全管理士、安全衛生管理員等の支援により、中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る。

(2) 個別サポート事業

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場への利用勧奨及び個別サポートの実施

(3) 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施

荷台等からの墜落転落、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等の災害発生事業場への個別コンサルティング（現場診断を含む。）を実施

(4) R I K M Sの取組促進

各都道府県トラック協会との共催による、「陸運事業者のための安全マネジメント研修」の実施

(5) 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員の積極的な活用

ア 職場の安全衛生自主点検表の活用による安全衛生管理活動の定着に対する援助

イ 災害発生事業場における自主的な災害調査の実施及び防止対策の検討に対する援助

ウ 改正されたR I K M S、リスクアセスメント、I Tを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法等新たな安全衛生管理手法等の導入・定着のため、研修会の開催、個別事業場に対する指導等の実施

エ 陸運災防指導員の活用

陸運災防指導員会議の開催等による、陸運災防指導員への情報提供及びその活用

3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなご一層の推進を図るため、陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を図る。

4 安全衛生管理体制の整備・確立

各種講習、研修、個別指導、安全衛生自主点検等において、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

V 安全衛生教育の徹底

対 策 の 概 要

法令に基づく技能講習、特別教育を始めとする各種安全衛生教育を実施し、その受講を促進する。これらの安全衛生教育に用いるテキスト等の作成・頒布に努める。

本 部 実 施 事 項

1 安全衛生教育の実施

- (1) 技能講習、特別教育等の安全衛生教育の適切な実施について引き続き指導援助を行う。
- (2) 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」の実施を支援する。(再掲)
- (3) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」の実施を支援する。(再掲)
- (4) 会員ニーズに対応して支部が実施する安全衛生教育を支援する。
- (5) 安全管理者選任時研修を実施する支部に対する支援を行う。
- (6) 安全管理者選任時研修、リスクアセスメント研修の実施を支援する。
- (7) 陸災防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座を4回（Webを活用した講座を含む。）開催する。

インストラクターが、各種教育の講師等へ広く活用されることとなるよう、講座修了者名簿を整備する。

2 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進、登録事例の追加等

3 安全衛生教育を効果的に推進するためのテキスト等の作成・頒布

安全衛生教育等に必要なテキスト、図書の充実を図るとともに、その活用促進を図る。また、会員事業場のニーズも踏まえ、安全衛生教育用テキスト等の作成・改訂を行い、これらの頒布に努める。

【新刊】

陸運業安全衛生管理実務必携

【改訂予定】

リスクアセスメントイラストシート（第2集）

こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン

ロールボックスパレット・テールゲートリフター作業教育担当者テキスト

支 部 実 施 事 項

1 技能講習等の実施

技能講習、特別教育等の安全衛生教育を実施する。

(1) 技能講習

ア フォークリフト運転技能講習

イ はい作業主任者技能講習

ウ ショベルローダー等運転技能講習

エ 玉掛け技能講習

オ 小型移動式クレーン運転技能講習

(2) 1トン未満フォークリフト運転業務特別教育

(3) 会員事業場に対する荷役災害防止担当者安全衛生教育及び荷役作業従事者安全衛生教育 (再掲)

(4) 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を実施する。(再掲)

(5) 「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を実施する。(再掲)

(6) 会員ニーズに対応した安全衛生教育

(7) 安全管理者選任時研修

(8) 安全衛生推進者養成講習、同能力向上教育(初任時)

(9) リスクアセスメント研修

(10) フォークリフト運転業務従事者安全教育(「フォークリフト作業開始前点検の進め方」(DVD)、「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」(DVD)及び「はい作業の安全」(DVD))の活用

(11) 作業指揮者教育等

ア 作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業、積卸し作業)

イ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育(「はい作業の安全作業」(DVD)の活用)

(12) 交通労働災害防止担当管理者教育

(13) 交通KYT講習

(14) 雇入れ時教育

2 各種研修等への参加勧奨等

(1) 安全管理者選任時研修及びリスクアセスメント研修の周知を図る。

(2) 陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座の参加勧奨に努め、推薦を行う。

(3) 各種教育の実施に当たり、陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座修了者の活用を図る。

3 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進

4 安全衛生教育用テキスト等の周知・活用を図る。

VI 安全衛生意識の高揚

対 策 の 概 要

各種行事、活動等の実施、安全衛生広報用品の作成・頒布を通じて、安全衛生意識の高揚を図るため、広報活動の充実強化を図り、安全衛生に関する情報の迅速な提供に努める。

本 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (2) 第13次労働災害防止計画目標達成強化期間（夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動を含む。）の推進
陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の最終年度として目標達成に向けて、本部・支部一体となって取り組む。
- (3) 第37回全国フォークリフト運転競技大会（一般の部・女性の部）を10月1日・2日の2日間、愛知県みよし市中部トラック総合研修センターにおいて開催する。
- (4) 第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 広島を、11月10日（木）、広島市・広島文化学園 HBG ホールにおいて開催する。
- (5) 「フォークリフト安全の日」（7月4日）への協賛
- (6) フォークリフト荷役技能検定試験実施（8月24日、10月19日、1月予定）及び2級検定出張試験の普及促進
- (7) 安全衛生標語を募集（1～4月募集）し、優秀作品については、7月からの夏期労働災害防止強調運動より活用する。
- (8) 安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の積極的な運用を図る。
- (9) 小規模事業場における自主的安全活動の促進に資するため、小企業無災害記録表彰制度の適用範囲を常時50人未満の労働者を使用する事業場に拡大し、その周知と積極的な活用促進を図る。また、第5種（15年間無災害）小企業無災害記録表彰受賞後も、無災害を継続している事業場を対象に、新たに定めた「小企業無災害記録証交付制度」の適切な運用を図る。
- (10) 産業殉職者合祀慰霊式への参列（10月26日（予定）：高尾みころも霊堂）
- (11) 厚生労働省が実施する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組期間）を推進する。
- (12) 厚生労働省が実施する「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進する。

2 安全衛生広報用品の作成・頒布

①安全ポスター、②各種のぼり、③安全記録カレンダー及び卓上カレンダー④安全旗・安全衛生旗、⑤過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート、⑥フォークリフトポケットブック、⑦各種ワッペン・シールを作成し、頒布する。

3 広報活動の充実強化

- (1) 広報紙「陸運と安全衛生」の内容を充実するとともに、「陸運と安全衛生 YearBook2022」を作成し、すべての会員等に配布するなど広報活動の充実強化を図る。
- (2) ホームページ等による情報提供機能等の強化に努める。
 - ア 当協会ホームページの改訂を行う。
 - イ 支部のホームページの作成支援を引き続き行う。
- (3) 「安全衛生のしおり（令和4年版）」の作成（9月）・頒布を行う。

支 部 実 施 事 項

1 各種行事、活動等の実施

- (1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。
- (2) 第13次労働災害防止計画目標達成強化期間（夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動を含む。）の実施
別途通知される強化期間実施要領に基づく重点事項に取り組む。
- (3) 労働災害防止大会の開催等
夏期（7月）、年末・年始（12、1月）労働災害防止強調運動期間中の機会をとらえ、労働災害防止大会を開催する。
また、第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 広島への参加勧奨に努める。
- (4) フォークリフト運転競技大会の開催等
フォークリフト運転競技大会を実施するとともに、代表選手（一般の部、女性の部）を全国大会に推薦する。
- (5) フォークリフト荷役技能検定試験の周知及び2級検定試験の実施（8月24日、10月19日、1月予定）及び2級検定出張試験の普及促進
- (6) 安全衛生標語（募集期間1月から4月）の応募勧奨
- (7) 安全衛生表彰等
ア 安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。
イ 小企業無災害記録表彰の表彰対象事業場の把握及び積極的な推薦に努める。新たに定められた「小企業無災害記録証」の周知と取組を図る。
- (8) 労働局が実施する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組期間）を推進する。
- (9) 労働局が実施する「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進する。

2 安全衛生意識高揚のため安全衛生広報用品の周知・活用を図る。

3 広報紙「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、有用で分かりやすい安全衛生情報の提供に努めるとともに、会員及び会員以外に広報誌の定期購読登録促進に努める。

VII 調査研究活動等の推進

対 策 の 概 要

各種事業を効果的に推進し、また、新たな分野での取組を進めるため、有識者による各種委員会を開催する。また、陸運業における労働災害防止対策に関する研究機関等との連携、協力を図る。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

1 有識者による委員会

- (1) 今後の荷役労働災害防止のための安全対策のあり方について検討中（令和3年12月より検討開始）の「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」の検討結果を踏まえた具体的対応を、厚生労働省支援の下で行う。
- (2) 実態調査検討専門委員会において、フォークリフト荷役技能検定制度の評価及びその現場ニーズに即した試験制度に対応するための検討を行う。（継続）

2 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力

陸運業における労働災害防止との関連が深い労働安全衛生総合研究所リスク管理センター及び過労死等調査研究センターとの連携並びに同研究所が実施するフィールド研究等への協力を行う。

- 3 支部における労働災害防止活動の積極的な推進を図るため、労働災害防止推進委員会の計画的な開催を安全管理士等が支援する。

VIII 協会組織の充実と関係機関との連携強化

対 策 の 概 要

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき、引き続き的確な業務執行に努める。

また、協会の組織、財政、事業等の充実強化を図るための取組について、優先順位をもって検討を進めるとともに、関係行政機関及び関係団体との連携に努める。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

1 協会組織の効果的、効率的な運営及び財政の健全化を図る。

- (1) 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討するとともに、業務実績評価委員会の意見を踏まえ、現下の新型コロナウイルスの感染状況に応じた新たな事業運営のあり方や手法を検討する。
- (2) 引き続き経理事務の一体化を進めるとともに、本部・支部統一会計システムの計画的導入（3年度目）、計画的な業務監査の実施を通じて、適正、迅速な事務処理体制を整備する。
- (3) 「業務実績評価委員会」を7月及び3月に開催する（7月：陸災防事業活動の業務実績評価、3月：次年度事業計画案等の審議）。
- (4) 厚生労働省をはじめとする関係行政機関、労働災害防止団体等及び全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係事業者団体と一層の連携強化に努める。特に、都道府県労働局による陸災防都道府県支部への指導、援助の強化を要請する。
- (5) 都道府県トラック協会と陸災防都道府県支部との連携の強化（必要により業務委託契約の締結）
- (6) 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

2 登録教習機関業務の一層の適切な運営を図る。

- (1) 適正な技能講習実施のため監査指導の充実強化を図る。
- (2) 技能講習実施体制の整備を図る。
- (3) 技能講習業務規程等の整備を図る。
- (4) 財務諸表の備付け等を行う。
- (5) 技能講習講師の確保に努める。
- (6) 登録更新に係る適正な事務処理に努める。
- (7) 個人情報保護等セキュリティ対策の徹底を図る。

3 補助事業業務の適切な執行のための監査指導を実施する。

4 本部・支部間、関係機関・団体等との連携の強化を図る。

- (1) ブロック別支部長・事務局長会議(令和5年2月～3月)を開催する。
- (2) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、労働災害防止関係団体、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携に努める。
- (3) 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との一層の連携強化に努める。特に、全日本トラック協会との定期連絡会議の開催等を通じて、同協会及び都道府県トラック協会と当協会本部・支部との密接な協力関係の強化に一層配慮する。